（特定信用金庫代理業者の休日の承認の申請等）

第百六十条の二　特定信用金庫代理業者は、令第十三条の三第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一　［略］

二　令第十三条の三第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

2　［略］

3　令第十三条の三第三項に規定する内閣府令で定める場合は、第百四十六条第三項各号に掲げる場合とする。

4　特定信用金庫代理業者は、令第十三条の三第三項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該特定信用金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

5　特定信用金庫代理業者は、令第十三条の三第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するとともに、第三項に定める場合を除き、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

［一・二　略］

（特定信用金庫代理業者の業務取扱時間等）

第百六十一条　［略］

［2・3　略］

4　特定信用金庫代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更を行うときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示するとともに、第百四十六条第三項各号に掲げる場合を除き、当該特定信用金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

［一・二　略］

5　［略］

6　信用金庫代理業者は、信用金庫代理業を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び業務取扱時間を掲示するとともに、第百四十六条第三項各号に掲げる場合を除き、当該信用金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

（特定信用金庫代理業者の臨時休業の届出等）

第百六十二条　銀行法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定信用金庫代理業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法

2　銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合（次項に規定する内閣府令で定める場合を除く。）は、次に掲げる場合とする。

［一～六　略］

3　銀行法第五十二条の四十七第一項に規定するその他の内閣府令で定める場合は、第百四十六条第三項各号に掲げる場合とする。

4　特定信用金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十七第一項による閲覧に供する措置をするときは、当該特定信用金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

（特定信用金庫代理業者の休日の承認の申請等）

第百六十条の二　［同上］

一　［同上］

二　令第十三条の三第三項の規定による掲示の方法を記載した書面

2　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

3　特定信用金庫代理業者は、令第十三条の三第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

［一・二　同上］

（特定信用金庫代理業者の業務取扱時間等）

第百六十一条　［同上］

［2・3　同上］

4　特定信用金庫代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更を行うときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

［一・二　同上］

5　［同上］

6　信用金庫代理業者は、信用金庫代理業を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び業務取扱時間を掲示するものとする。

（特定信用金庫代理業者の臨時休業の届出等）

第百六十二条　銀行法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定信用金庫代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～四　同上］

五　銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による掲示の方法

2　銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～六　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］